

新宿区地場産業団体商標利用取扱規約

(目的)

第1条 新宿区染色協議会及び一般社団法人新宿区印刷・製本関連団体協議会（略称・新宿区地場産業団体、以下「当団体」という。）は、新宿区の地場産業である染色関連業及び印刷・製本関連業（以下「新宿区地場産業」という。）の技術や強みを活かした新商品を開発しPRしていくために、統一ブランド「Azale'e（アザリー）」を策定した。本規約は、このアザリーに関する商標登録第6354583号及び同第6354584号（以下「当商標」という。別紙1）の利用に際して必要な事項を定め、もって新宿区地場産業のPR、販路拡大、振興等に寄与することを目的とする。

(利用承認の申請)

第2条 当商標を利用しようとする者は、事前に利用承認申請書（様式第1号）を提出し、当団体の承認を受けるものとする。

(利用承認及びその可否)

第3条 当団体は、第1条の目的に従い新宿区地場産業の振興への寄与が見込まれ、かつ申請者が次の各号のいずれかを満たす場合に、当商標の利用を承認することができる。当商標の利用を承認した場合、当団体は申請者に対して利用承認書（様式第2号）を交付する。

- (1) 申請者の本社又は営業所等の所在地が新宿区内である場合
- (2) 当団体に所属する会員
- (3) 新宿区及びその関連団体
- (4) その他、当団体が認める場合

2 当団体は、前項の規定にかかわらず、申請者（法人の場合、第1号の規定においては法人の役員も含む。）が、次の各号のいずれかに該当する者の場合は、利用を承認しないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第5号に規定する暴力団員
- (2) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定する連鎖販売取引を行う者
- (3) 法令及び公序良俗に反すると認められる行為を行う者
- (4) 当団体の信用又は品位を害すると認められる行為を行う者
- (5) その他、当団体が不相当と認める者

3 利用承認の期間は、利用承認書の交付日から最長2年間とする。ただし、必要に応じて更新することを妨げない。

(利用者の遵守事項)

第4条 当商標の利用承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 当商標の利用が第1条に規定する目的にあることに留意し、その趣旨を損なわないように十分に注意すること。
- (2) 別途定める商標利用ガイドラインを遵守し、逸脱した利用をしないこと。
- (3) 利用承認を受けた権利を譲渡、転貸又は承継しないこと。

(4) 消費者保護等の観点から、責任の所在が明らかとなるよう、利用対象物等には販売者、製造者又は制作者の名称と連絡先を明示すること。

(5) その他各種の法令を遵守すること。

(利用料)

第5条 当商標の利用料については、当分の間、無料とする。

(違反等に対する取扱い)

第6条 利用者が、第4条に定める事項を遵守しなかったとき、その他本規約に違反したときは、当団体は、その利用承認を取り消すことができる(様式第3号)。この場合において、当該利用者に損害が生じても、当団体はその責めを負わない。

(利用の非独占制等)

第7条 利用承認は、利用者が自己の商標や意匠とするなど、独占して当商標を使用する権利を付与するものではない。

(経費等の負担)

第8条 当団体は、本規約に定める申請に要した費用及び利用の実施にかかわる経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第9条 当団体は、利用者が当商標を利用したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 利用者は、当商標を利用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、処理しなければならない。

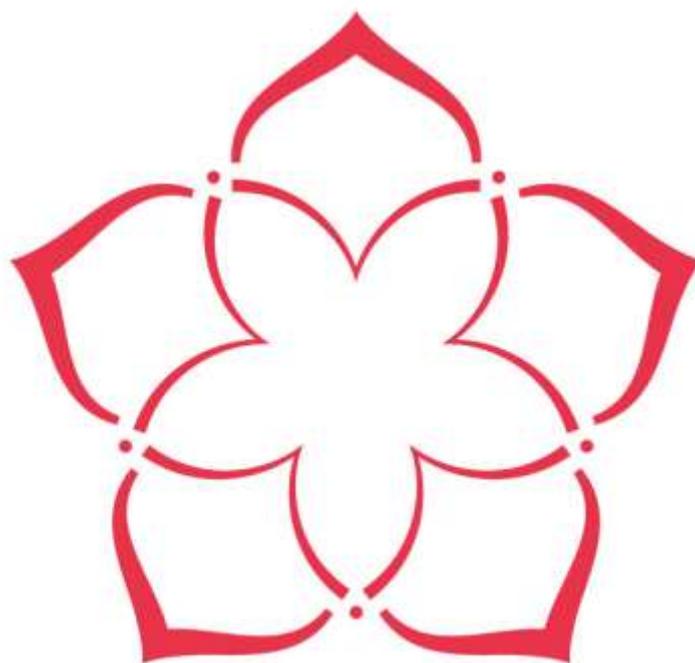
附則

(施行期日)

この規約は、令和3年12月1日から施行する。

別紙1 (第1条)

商標登録第 6354583 号



商標登録第 6354584 号

Azalée

尚、両商標における届出上の商標権者は一般社団法人新宿区印刷・製本関連団体協議会である。

様式第1号（第2条）

新宿区地場産業団体商標利用承認申請書

年 月 日

新宿区地場産業団体 宛

申請者

（住所又は所在地） 〒

（法人名及び代表者職氏名）

（連絡先）

住所 〒

電話番号

担当者氏名

新宿区地場産業団体が所有する下記商標について、利用の承認をお願いいたします。
なお、利用に際しては、利用条件等を遵守することを誓約いたします。

利用を希望する権利	（権利の種類） 商標権 （名称） Azalé'e（アザリー） （登録番号） 商標登録第 6354583 号 及び 同第 6354584 号
件名	
利用目的 （第1条の要件を具体的に）	
利用内容 （利用方法・利用対象物等）	
利用希望期間	年 月 日から 年 月 日まで
特記事項	

以下の書類を添えて提出すること。

〔添付書類〕

- ①利用計画書（商標利用形態、生産・販売計画などが分かるもの）
- ②法人の事業内容が分かる資料